

秋田市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第14号

秋田市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

(秋田市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 秋田市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則(平成8年秋田市規則第34号)の一部を次のように改正する。

第7条に次の1項を加える。

- 2 前項に規定する証明書の様式は、同項の規定にかかわらず、環境省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令(令和3年環境省令第2号)別記様式の例によることができる。

(秋田市公害防止条例施行規則の一部改正)

第2条 秋田市公害防止条例施行規則(平成9年秋田市規則第45号)の一部を次のように改正する。

第5条に次の1項を加える。

- 2 前項に規定する証明書の様式は、同項の規定にかかわらず、環境省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令(令和3年環境省令第2号)別記様式の例によることができる。

(秋田市ペット霊園の設置等に関する条例施行規則の一部改正)

第3条 秋田市ペット霊園の設置等に関する条例施行規則(平成27年秋田市規則第35号)の一部を次のように改正する。

第21条に次の1項を加える。

- 2 前項に規定する証明書は、同項の規定にかかわらず、環境省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令（令和3年環境省令第2号）別記様式の例によることができる。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。